

## 認定事業再構築計画の内容の公表

- 1 認定した年月日 平成19年9月21日
- 2 認定事業者名 株式会社吉野家ディー・アンド・シー

### 3 認定事業再構築計画の目標

#### (1) 事業再構築に係る事業の目標

外食マーケットは、平成9年の29兆円をピークに、中食によるシェアの争奪等、業種・業態を超えた競争の激化、デフレや消費低迷の影響等により、平成18年度には24兆円、9年連続の前年割れとマーケット規模の縮小傾向が続く中、店舗数過剰による競争の熾烈化が続いている。加えて将来的な人口動態の変化や雇用環境の変化が予測される等、外食業界にとっては今後も厳しい状況が続くものと予見される。(株)吉野家ディー・アンド・シー社においては、平成15年に発生した米国BSE問題による米国産牛肉の輸入停止措置を受けて、平成16年2月から平成18年12月までの約2年10ヶ月の間、主力商品である牛丼の販売を休止するに至り、現在もなお販売時間を限定した中での牛丼販売という状況が続いている。

このような厳しい経営環境下において、同社では、これまでの連結経営体制を全面的に見直し、平成19年10月1日付で当社は、新設分割の方式による会社分割を行い、純粋持株会社へ移行することとした。これにより、経営と執行の機能を明確に分離し、各事業会社は、専門領域である事業に関して、迅速かつ機動的な業務執行を行い、純粋持株会社では、グループ全体を俯瞰した戦略的な意思決定と経営資源の最適配分を行っていくことで、競争力・効率性を高め、財務内容の健全性向上を図り、グループ企業価値の最大化を図っていく。

また、同社では2010年までの中期4ヵ年計画の実現に向けて、新商品の開発や既存の吉野家店舗を立地特性や顧客ニーズに応じて新フォーマット店舗と牛丼専売店舗へ転換を図る業態進化戦略を推進し、積極的な出店を進めていく。また、成長を支えるインフラの整備として、適材が適所で活躍できるよう従業員の能力開発を具現化したトータルキャリア体系による新たな人事制度を構築するほか、本部と店舗の生産性向上を図る仕組みとして次世代営業システムの整備・構築を推進する。

#### (2) 生産性の向上を示す数値目標

生産性の向上としては平成21年度(平成22年2月期)には平成18年度(平成19年2月期)に比べて、自己資本当期純利益率を3.3%ポイント以上向上させることを目標とする。

### 4 事業再構築計画の内容

#### (1) 事業再構築に係る事業の内容

- ① 中核的事業  
牛丼関連事業

- ② 選定理由

同社は創業以来、牛丼販売に特化したビジネスモデルを展開しており、将来も、国内では立地特性に応じた業態開発を推進していくことで、更なる市場規模の開拓、拡大による成長が見込まれる。

また、牛丼関連事業による収益が、グループ全体の営業収益の大部分を占めており、純粋持株会社体制移行後も戦略上重要な役割を担うことから、今後も引き続き収益の柱として同事業に経営資源を集中し、経営基盤の一層の強化に取り組んでいく方針であり、中核

事業に選定した。

③ 事業再構築に係る事業の内容

同社の牛井関連事業の分社化を行い、同事業における意思決定の迅速化、事業活動の効率化を図る。

ア 事業構造の変更：分社型新設分割

牛井関連事業の分社化（分社型新設分割）

〈分割会社〉

名称：株式会社吉野家ディー・アンド・シー（平成19年10月1日付で株式会社吉野家ホールディングスに商号変更予定。）

住所：東京都新宿区新宿四丁目3番17号

代表者の氏名：安部修仁

資本金：10,265百万円

〈新設会社〉

名称：株式会社吉野家

住所：東京都新宿区新宿四丁目3番17号

代表者の氏名：出射孝次郎

資本金：200百万円

発行する株式を引き受ける者：株式会社吉野家ホールディングス

分割期日：平成19年10月1日（予定）

イ 事業革新

同社は、店舗の立地特性や顧客ニーズに合わせて複合メニュー併売型の顧客層の更なる拡大を目指した新フォーマット店舗と牛井専売店舗の業態の分類を行い、既存店舗の転換を推進していくとともに、従来の出店基準にとられない立地への出店も含めた出店加速を行う。また、損益分岐点売上高の低減を目的とした新しい店舗形態の研究・開発を推進していくことにより、平成22年2月期には国内店舗数1,255店舗を実現し、事業再構築期間中の売上高の伸び率を過去3事業年度における食堂・レストラン事業の業界売上高伸び率実績と比較して14.1%ポイント以上向上させることを目標とする。

(2) 事業再構築を行う場所の住所

- ① 株式会社吉野家ディー・アンド・シー（平成19年10月1日株式会社吉野家ホールディングスに商号変更予定）

本社所在地 東京都新宿区新宿四丁目3番17号

- ② 株式会社吉野家（新設会社）

本社所在地 東京都新宿区新宿四丁目3番17号

(3) 関係事業者

株式会社吉野家

株式会社吉野家ホールディングスが発行済株式総数のすべてを保有することとなるため、特定関係事業者該当する。

(4) 事業再構築を実施するための措置の内容

別表のとおり

(5) 事業再構築の開始時期及び終了時期

開始時期：平成19年10月

終了時期：平成22年 2月

(6) 事業再構築に伴う労務に関する事項

① 事業再構築の開始時期の従業員数（平成19年9月末時点）

株式会社吉野家ディー・アンド・シー : 988名

② 事業再構築の終了時期の従業員数（平成22年2月末）

株式会社吉野家ホールディングス : 19名

株式会社吉野家 : 1,262名

③ 事業再構築に充てる予定の従業員数

株式会社吉野家ホールディングス : 19名

株式会社吉野家 : 1,262名

④ 中、新規に採用される従業員数

新規に採用される従業員数 : 330名

⑤ 事業再構築に伴い出向または解雇される従業員数

出向予定人数 : 50名

転籍予定人数 : 0名

解雇予定人数 : 0名

(7) その他

該当なし

別 表

事業再構築の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
<p>事業の構造の変更</p> <p>会社の分割による 中核的事業の開始、 拡大又は能率の向 上</p>	<p>①分割会社</p> <p>名 称 ㈱吉野家ディー・アンド・シー（平成 19年10月1日㈱吉野家ホールディング スに商号変更予定）</p> <p>住 所 東京都新宿区新宿四丁目3番17号</p> <p>代表者 代表取締役社長 安部修仁</p> <p>資本金 10,265百万円</p> <p>②新設会社</p> <p>名 称 ㈱吉野家</p> <p>住 所 東京都新宿区新宿四丁目3番17号</p> <p>代表者 代表取締役社長 出射孝次郎</p> <p>資本金 200百万円</p> <p>③発行される株式等を引き受ける者 ㈱吉野家ホールディングス</p> <p>④分割期日 平成19年10月1日</p>	<p>租税特別措置法第80 条第1項第3号（認定事 業再構築計画等に基 づき行う登記の税率 の軽減）</p> <p>租税特別措置法第81 条9項（会社分割に伴 う不動産の所有権の 移転登記等の税率の 軽減）</p>
<p>事業革新</p> <p>第2条第2項第2 号イ</p>	<p>当社の国内吉野家事業直営店に関して、店舗の 立地特性や顧客ニーズに合わせて複合メニュー併 売型の顧客層の更なる拡大を目指した新フォーマ ット店舗と牛丼専売店舗の業態の分類を行い、既 存店舗の転換を推進していくとともに、従来の出 店基準にとられない立地への出店も含めた出店 加速を行う。また、損益分岐点売上高の低減を目 的とした新しい店舗形態の研究・開発を推進して いくことにより、平成22年2月期には国内店舗数1, 255店舗の実現を目標とする。これらの取り組みに より事業再構築期間中の売上高の伸び率を過去3 事業年度における食堂・レストラン事業の業界売 上高伸び率実績と比較して14.1%ポイント以 上向上させることを目標とする。</p>	